

## 公 募 説 明 書

### 1. 契約予定者の官職及びその所属する部局の名称並びに所在地

契約担当官等の官職	部局	所在地
支出負担行為担当官 こども家庭庁 長官官房参事官	こども家庭庁（経理室）	〒100-6090 東京都千代田区霞が関 3-2-5
支出負担行為担当官 こども家庭庁 成育局参事官（事業調整担当）	こども家庭庁 (成育局事業調整担当)	〒100-6090 東京都千代田区霞が関 3-2-5

### 2. 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和8年度 一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3. 公募に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 各省各庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 令和7・8・9年度の内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）を保有し、「役務の提供等」において「運送」の営業品目を選択した者であること。
- (5) 本件に関する参加条件を全て満たしている者であること。
  - ア 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
  - イ 24時間配車可能な車両を500台以上保有していること。
  - ウ 契約担当官等が契約する全ての法人で使用可能な共通タクシー乗車券を無償で契約担当官等に提供できること。（契約担当官等が契約する全ての法人間で協議し、契約担当官等が提示するサンプルを参考に作成のうえ、提供すること。）
  - エ ウの乗車券の使用による手数料がかからないこと。
  - オ 月毎の支払いが可能なこととし、請求書は使用単位である部局に属する局課（以下「部局課」という。）ごとに作成すること。（部局課は別途指示。部局課数は16程度の予定であり、契約期間内において増減する可能性がある。）
  - カ 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。

### 4. 公募説明書の交付場所

(1) 紙の場合

交付場所 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング22階2218室  
こども家庭庁長官官房総務課経理室

(2) 電子データの場合

次のメールアドレスに、件名を「交付依頼：令和8年度 一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給に係る公募説明書について」と入力して送信する。確認後、折り返し受信メールの返信にて公募説明書（電子データ）を交付する。

【送信先メールアドレス】

kodomokatei.kaikei@cfa.go.jp

5. 提出書類

- (1) 添付様式参加申請書（なお、参加申請書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項（別記）に誓約したものとする。）
- (2) 上記3.(4)及び(5)ア～ウについて確認可能な資料（コピー可）
- (3) 見積書及び運送約款（例：車種や距離、時間ごとの運賃、割引や深夜割増などの料金を記載したもの）

6. 参加申請書等の提出期限及び場所

提出期限 令和8年2月16日（月）18時まで

提出場所 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング22階2218室  
こども家庭庁長官官房総務課経理室 契約係

7. 契約者の決定方法

提出書類を期限までに提出し、上記3.に掲げた条件を満たす全ての者と契約する。ただし、  
契約締結は行うものの使用を確約するものではない。

審査結果は、令和8年2月24日（火）18時までに全者に連絡する。

8. 必要書類の無効等

上記3.に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。

9. 利用料金の請求方法

- (1) 毎月1日から末日までの分の利用料金をとりまとめ、こども家庭庁が指定する部局課ごとに請求書を発行すること。
- (2) 請求書ごとに請求明細書を発行し、請求明細書には、乗車月日、部局課名、共通タクシー乗車券番号、利用料金、有料道路通行料及び有料駐車料金を記載すること。
- (3) 請求書、請求明細書及び共通タクシー乗車券を該当する部局課ごとにまとめ、請求するこ

と。（送付先等は別途指示）

（4）請求内容に疑義が生じたときは、部局課より照会する。

#### 10. その他

（1）申込及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約書作成の要否

要する。

（3）契約条項

別添『契約書（案）』のとおり。

（4）その他

ア 本件に参加するために生じる一切の費用は、参加者の負担とする。

イ 本件は、令和8年度予算に係る調達であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とする。

ウ 本件は、令和8年4月1日以前に令和8年度予算が成立しない場合には、契約の中止等を行うこともある。その場合、事前準備により発生した経費その他の費用等は負担しない。

#### 11. 本公告に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング

こども家庭庁長官官房総務課経理室 契約係

TEL 03-6774-5600

## 参 加 申 請 書

公募公告における必要条件を満たし、以下のとおり履行できることを証明いたします。また、別記のとおり誓約いたします。

件名：令和8年度 一般乗用旅客自動車（タクシー）の供給

令和 年 月 日

住所  
団体名  
代表者名  
担当者名  
担当者連絡先

1. 特別区・武三交通圏の認可法人であること。
2. 24時間配車可能な車両を500台以上保有していること。
3. 契約担当官等が契約する全ての法人で使用可能な共通タクシー乗車券を無償で契約担当官等に提供できること。（公募公告により契約担当官等が契約する全ての法人間で協議し、契約担当官等が提示するサンプルを参考に作成のうえ、提供すること。）
4. 3の乗車券の使用による手数料がかからないこと。
5. 月毎の支払いが可能なこととし、請求書は使用単位である部局に属する局課ごとに作成すること。
6. 接客態度、運転技術に優れ、安全且つ的確に目的地まで運行できること。
7. 見積書（例：車種や距離、時間ごとの運賃、割引や深夜割増などの料金を記載したもの）

注：上記項目のうち、1～3について各々確認可能な資料（コピー可）及び7. 見積書を別途添付すること。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について参加申請書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以

降の全ての受託者を含む。) 並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。) が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(案)  
契 約 書

支出負担行為担当官こども家庭庁長官官房参事官 湯山 壮一郎(以下「甲」という。)、  
支出負担行為担当官こども家庭庁成育局参事官(事業調整担当)久保倉 修(以下「乙」という。)、  
と・・・会社名・・・代表者名・・・(以下「丙」という。)との間に下記  
条項により、令和8年度一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給契約を締結する。

記

(信義誠実の原則)

第1条 甲、乙(以下「甲等」という。)及び丙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

(本契約の目的)

第2条 丙は、甲等が令和8年度一般乗用旅客自動車(タクシー)の供給契約を締結する全ての法人で利用可能な共通タクシー乗車券(以下「共通タクシー乗車券」という。)を所持する者(以下「利用者」という。)を丙のタクシー(以下「タクシー」という。)に乗車させ、目的地までの運送(以下「業務」という。)を行い、甲等は、丙にその対価を支払うものとする。

(利用方法)

第3条 利用者は、共通タクシー乗車券に所要事項を記入のうえ、乗車の都度丙の乗務員に交付し、タクシーを利用するものとする。

2 甲等及び丙は、道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく運送約款により前項の履行を行うものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(契約金額)

第5条 契約金額は、別紙料金表のとおりとする。

(契約保証金)

第6条 甲等は、本契約に係る丙が納付すべき契約保証金の納付は免除するものとする。

(権利義務の譲渡)

第7条 丙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲等の承諾を得ずに第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(再委託の制限)

第8条 丙は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 本業務達成のため、本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、丙は、あらかじめ再委託の相手方の名称及び住所、再委託の必要性及び契約金額について記載した再委託申請書（別途指示）を、甲等に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。
- 4 再委託の内容が本業務の主要部分でない場合（印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合）は、前二項の承認を要しないものとする。
- 5 前三項の規定により、丙が第三者に再委託をした場合において、当該再委託先の相手方（複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。）の行為は丙の行為とみなす。また、当該再委託の相手方は、丙が負っている本契約上の義務と同等の義務を負う。

（監督）

第9条 甲等は、本契約の適正な履行を確保するため、会計法（昭和22年法律第35号、以下「法」という。）第29条の11第1項の規定に基づき、甲等の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

（検査）

第10条 丙は、各月経過後、当該期間にかかる業務の終了を速やかに甲等に報告し、甲等又は甲等の指定する職員（以下「検査職員」という。）の法第29条の11第2項の規定に基づく検査を受けなければならない。

- 2 検査職員は、丙から前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- 3 前項による検査の結果、不合格となったものが生じた場合は、検査職員の指定した期限までに修正等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。
- 4 検査に要する一切の費用は、丙の負担とする。

（代金の請求）

第11条 丙は、前条に定める検査に合格した後、第5条の規定により算出した当該月の代金を官署支出官こども家庭庁長官官房参事官、官署支出官こども家庭庁成育局長（以下「支出官」という。）に請求するものとする。

- 2 支出官は、丙から前条による適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

（支払遅延利息）

第12条 支出官は、前条第2項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、請求金額に約定の支払期限到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」（昭和24年12月大蔵省

告示第991号)に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨て)を遅延利息として丙に支払わなければならない。

(違約金)

第13条 甲等は、丙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為(第14条に規定する不正行為を除く。)があったときは、本契約を解除することができるものとする。この場合において、甲等は、丙から前月までの月平均支払額に未経過月数を乗じて得た金額の100分の10を違約金として徴収することができる。

2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(談合等の不正行為)

第14条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別添1「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第15条 暴力団排除に関する契約条項については、別添2「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(秘密の保持)

第16条 丙又はその使用人は、本契約履行上知り得た事項を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の規定は、第4条に規定する契約期間が終了した後も有効に継続するものとする。

3 甲等は丙に前項の規定を担保させるため、丙の使用者及び使用者に準ずる者に対し、必要な措置を講じさせるものとする。

4 甲等及び丙は、別添3「個人情報取扱特記事項」について了解するものとする。

(関係法令上の責任)

第17条 丙は、業務に従事する従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法、労働安全衛生法その他同従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲等に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(料金の改定)

第18条 関東運輸局旅客自動車料金の改定により第5条に規定する料金の改定を要する認められるときは、甲等、丙協議の上改定することができるものとする。

(人権尊重努力義務)

第19条 丙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(紛争の解決)

第20条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲等、丙協議の上決定するものとする。

2 本契約の準拠法は日本法とする。また、本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

本契約を証するため本書3通を作成し、甲等及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング  
支出負担行為担当官  
こども家庭庁長官官房参事官

湯山 壮一郎

乙 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング  
支出負担行為担当官  
こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）

久保倉 修

丙 ····· 住所 ·····  
···· 会社名 ·····  
···· 代表者名 ·····

## 談合等の不正行為に関する特約条項

### (談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲等は、本契約に関して、丙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 丙又は丙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（丙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 丙は、本契約に関して、丙又は丙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲等に提出しなければならない。

### (談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲等が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲等の請求に基づき、前月までの月平均支払額に未経過月数を乗じて得た金額の100分の10に相当する額を甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 丙又は丙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 丙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の前月までの月平均支払額に未経過月数を乗じて得た金額の100分の10に相当する額のほか、前月までの月平均支払額に未経過月数を乗じて得た金額の100分の5に相当する額を違約金として甲等が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、丙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 丙が甲等に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 丙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 丙が前条に規定する違約金を甲等の指定する期日までに支払わないときは、丙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

## 暴力団排除に関する条項

### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲等は、丙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自戍、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲等は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲等又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

### (表明確約)

第3条 丙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 丙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに丙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようしなければならない。

2 甲等は、丙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲等は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 丙は、甲等が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲等に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲等は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、前月までの月平均支払額に未経過月数を乗じて得た金額の10%の金額を丙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲等に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲等がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲等に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

### 個人情報取扱特記事項

#### (個人情報保護の基本原則)

1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。  
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (業務従事者への周知)

3 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護を徹底し、また、周知しなければならない。

#### (適正な安全管理)

4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を行わなければならない。

#### (再委託の制限等)

5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託しては

ならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（収集の制限）

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（利用及び提供の制限）

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（安全管理の確認）

9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

（業務従事者の監督）

10 受注者は、業務従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定するものとし、当該業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、業務従事者が退職する場合、当該業務従事者に対し、退職後の秘密保持

義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

11 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について発注者と協議を行わなければならない。

(廃棄等)

12 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

13 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

14 発注者は、受注者が本特記事項に違反した場合は、催告なく直ちに契約を解除することができるとともに必要な措置（損害賠償請求を含む。）を求めることができる。

別紙

契約単価

1. 運賃は、一般乗用旅客自動車運送事業の認可書のとおり。
2. 共通タクシー乗車券使用の場合の事務手数料は無料とする。